

地域の青少年声掛け運動実施要綱

(目的)

第1条 静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、地域における「人づくり」の視点から、地域の大人が青少年に関わりを持つことが、青少年の健全育成に寄与すると考え、「もっと大人が青少年にかかわろう！」を合言葉に、声掛け運動を県民総ぐるみの運動に発展させることを目的として、「地域の青少年声掛け運動」（以下「声掛け運動」という。）を実施する。

(定義)

第2条 声掛け運動とは、地域で生活している青少年に、周りの大人の誰もが、温かなまなざしを向け、声を掛け、自然な形でかかわることを言う。

(協力機関)

第3条 声掛け運動の協力機関を市町及び市町教育委員会とする。

(事務局)

第4条 声掛け運動の事務局を県教育委員会社会教育課に置く。

(推進事項)

第5条 県教育委員会及び協力機関は、次の方法により、県民に対する運動の周知と参加の促進に努めるものとする。

(1) 県教育委員会

ア 全県民を対象に、県民だよりやインターネットによるほかテレビ、ラジオ等のメディアを活用した広報活動を行うとともに、協力機関との連絡・調整を図る。

イ 関係する機関・団体を対象に、参加を働きかける。

(2) 協力機関

市町及び市町教育委員会は、市町民及び自治会等青少年健全育成に関わる団体を対象に、あらゆる機会をとらえてメディア等を活用した広報活動を行うとともに、声掛け運動に関する活動を計画・実施する。

(連携・協力)

第6条 県教育委員会及び協力機関は、連携を密にし、情報交換を行うとともに、参加者の活動状況（事例等）の把握に努めるものとする。

2 県教育委員会及び協力機関は、広域（複数の市町等を対象）の広報活動、実践活動等を行う場合には、当該協力機関等の連携、協力の上実施するものとする。

3 協力機関は、地域の青少年声掛け運動年間実施計画書（様式1号）、地域の青少年声掛け運動実施報告書（様式2号）により、活動の計画及び実績を報告するものとする。

4 県教育委員会は、活動状況を取りまとめ、県民に知らせるものとする。

(参加者)

第7条 声掛け運動への参加者は、本運動の趣旨に賛同する県民とする。

(参加者の受付等)

第8条 県教育委員会及び市町教育委員会は、参加者の受付を行う。

2 参加者から申込みがあったときは、地域の青少年声掛け運動参加申込書により受け付け、個人登録を行う。

3 登録と同時に実行章（バッジ）を交付し、参加者としての心得等の説明を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、声掛け運動の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。